

政令第八十号

総務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二十六号中「第二十二条第十号」を「第二十二条第十二号」に改める。

第六条第四号口中「前条第七号」を「前条第八号」に改める。

第七条第一項第十三号中「第四十七条第四号」を「第四十七条第二号」に改める。

第十五条第一号中「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に改める。

第十八条の見出し中「政策立案総括審議官」の下に「、公文書監理官」を加え、同条第一項中「政策立案総括審議官一人」の下に「、公文書監理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）」を加え、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 公文書監理官は、命を受けて、総務省の所掌事務に関する公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報情報の保護の適正な実施の確保に係る重要事項についての事務並びに関係事務を総括整理する。

第二十二条中第十三号を第十五号とし、第六号から第十二号までを二号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の二号を加える。

六 総務省の保有する情報の公開に関すること。

七 総務省の保有する個人情報情報の保護に関すること。

第二十五条中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、第六号を第四号とする。

第四十五条の見出し中「課」を「課等」に改め、同条第一項中「五課」の下に「及び参事官一人」を加える。

第四十六条第五号中「住民制度課及び」を削り、同条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第四十七条中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号から第八号までを二号ずつ繰り上げる。

第四十七条の二中第六号を第九号とし、第五号を第八号とし、第四号を第七号とし、第三号を第六号とし、同号の前に次の一号を加える。

五 地方独立行政法人に関すること（自治財政局の所掌に属するものを除く。）。

第四十七条の二第二号を同条第四号とし、同号の前に次の一号を加える。

三 地方公共団体の組織及び運営に関する制度のうち地縁による団体に関するものの企画及び立案に関すること。

第四十七条の二第一号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 地方自治に係る政策で地域の振興に関するものうち地域的な共同活動に係るものの企画及び立案並びに推進に関すること。

第四十八条第三号中「住民制度課及び地域自立応援課」を「市町村課、地域自立応援課及び参事官」に改め、同条第九号を削る。

第四十九条の次に次の一条を加える。

(参事官の職務)

第四十九条の二 参事官は、次に掲げる事務をつかさどり、又は命を受けて、自治行政局の所掌事務に関する特定事項についての企画及び立案に参画する。

一 地方自治に係る政策で地域の振興に関するものうち国際関係事務に係るものの企画及び立案並びに推進に関すること。

二 地方自治に係る国際協力に関すること。

「統計作成支援課」「事業所情報管理課」を「統計作成支援課」「事業所情報管理課」に改める。

「統計利用推進課」「統計情報利用推進課」

第一百十二条見出し中「統計作成支援課」を「事業所情報管理課」に改め、同条中「統計作成支援課は、次に掲げる」を「事業所情報管理課は、統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第八項に規定する事業所母集団データベースを構成する事業所に関する情報その他の統計の作成に必要な情報の収集及び提供に関する」に改め、各号を削る。

第百十三条の見出し及び同条中「統計利用推進課」を「統計情報利用推進課」に改め、同条中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査に係る調査票情報（統計法第二条第十一項に規定する調査票情報をいう。）の二次利用及び提供並びに委託による当該調査票情報を利用した統計の作成及び統計的研究に関すること。

三 国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査に係る匿名データ（統計法第二条第十二項に規定する匿名データをいう。）の作成及び提供に関すること。

## 附 則

### （施行期日）

1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第四十五条の見出し及び同条第一項の改正規定、第四十八条第九号を削る改正規定並びに第四十九条の次に一条を加える改正規定は、同年七月一日から施行する。

### （経過措置）

2 この政令の施行の日から前項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間におけるこの政令による改正後の総務省組織令第四十八条の規定の適用については、同条第三号中「、地域自立応援課及び参事官」とあるのは、「及び地域自立応援課」とする。